

ZENKOKU 青税連

1990・1・10

「大型間接税」について
再度考察してみよう!!

秋季シンポジウム終る

—税務行政における
適正手続きを考えよう—

No.85

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会 長 小 池 幸 造 編集人 広報部長 大 澤 慎 一

No.85 CONTENTS 1990.1

特 集

『消費税』



- 「大型間接税」の一考察
法対策部長 白坂 博行…………… 3～4
- 全青税の大型間接税反対運動の歴史
第21代会長 新国 信…………… 5～7
- 消費税見直しに対する批判
大型間接税対策委員長 辻村 祥造
…………… 8～9

秋季シンポジウム報告

- 納税者権利救済のための理論武装
報告：福島 秀一（東京）……………10～11
- 納税者番号制を検証する
報告：石澤 一英（神奈川）……………11～12
- 消費税の実務と手続上の諸問題
報告：丹羽 俊文（名古屋）……………12～13
- 税務行政における適正手続の研究
報告：中野 修（近畿）……………13～14
- 税務行政における守秘義務の諸問題
報告：浅野 隆士（岐阜）……………14

「大型間接税」の一考察

法対策部長 白 坂 博 行 (東京)

(1) はじめに

直接税とは法が経済上の担税者と、法律上の納税義務者とを同一の者と予定している税のことであり、間接税とは、この両者を異なる者と予定している税のことである。

また、大型間接税という言葉は俗称であり、税法上の言葉ではない。一般的には、物品税等の個別間接税に対するものとして使われている。そして、数年来、わが国において論じられている大型間接税とは、消費型のものであり、それは市場取引において、個別間接税が、原則非課税であり特別な場合に課税されるのに対して、大型間接税は、すべての取引が原則課税であり特別な場合に非課税になるという、逆の形態のものである。

税制のあり方を論じる際、このような大型間接税は好ましいものであろうか。以下、大型間接税について検討を行うが、税制を検討するに際しては、政策的な要素や財政的な要素等を排除し、税理論として検討されなければならないことは、当然であろう。

(2) 税 痛

第一は、担税者と納税義務者とが異なることの是非である。それは、「税痛」を与えることの是非と言い換えることができよう。

近代の国家は租税国家とも言われる。それは、近代民主主義の社会では、税がいかにして徴収され、そしてどのように使われるのかを、国民一人一人が、常に注視し続けることが大切だからであり、そのためには税痛が大変重要である。

よって、直接税は担税者に税痛を与えるが、間接税は税痛を与えにくいことから、税制を国民から逃避させないためには、直接税中心の税体系を維持していくことが重要であると言える。

(3) 税は応能負担

直接税の代表的課税形態である所得課税は、総合課税、所得控除。超過累進税率等の採用により、質・量共に担税能力に応じた課税を、制度として確立できる。

しかし、間接税にみられる消費課税等では一律的に税の負担を求めることになるため、税制度として、直接税のようなきめ細かな配慮がしにくい。それは、低所得者層程、実質的に税負担が重いという結果をまねく。そして大型間接税は、その逆進性を制度として解消することが出来ないという致命的欠陥を持っている。

わが国の憲法が要請する担税能力に応じた税負担という視点からは、直接税の方が間接税よりかなり優れていると言える。さらに、大型間接税は、わが国の憲法の考え方とは相反する税であるとも言える。

ただし、所得課税などの直接税だけでは、担税能力に応じた課税を100%充足し得るとは言えない。よってこの範囲で、間接税はその存在意義があると言える。

(4) 公平性の考え方

大型間接税の論議における公平性については、垂直的公平と、水平的公平が論じられる。

垂直的公平とは、所得金額の異なる者の間における公平を言い、水平的公平とは、同一所得金額者間における公平を言う。

本来、垂直的公平が満たされれば、自動的に水平的公平も満たされるものである。もちろん、公平な税制の確立を目的とした場合には、垂直的公平の実現が重要であることは言うまでもない。

しかし、水平的公平を重視した税制にすると、それは垂直的公平の効果を弱めることとなり、税制全体の公平性に害することとなる。

よって、公平な税制度の確立においては、垂直的公平を追求すべきなのであり、それが実現できれば、自動的に水平的公平も満たされるのである。

ただし、留意すべきは、いかに垂直的公平を追求した税体系としても、現在のわが国の税制のように、様々な特例措置や、分離課税制度等が存在すると、その効果は薄れてしまう。税制は特例措置や、分離課税制度等を極力排除することが、公平への第一歩であることを、常に、念頭におくべきである。

(5) 歳入と歳出

公平な税制度の確立を検討する際、歳入と歳出の二面性を考慮する必要があるだろう。

確かに、歳入と歳出は表裏の関係にあると言える。しかし、税制は各納税者の個別的事情により受ける影響が非常に大きい。もちろん、歳出においても、ある程度はこれらの諸事情に配慮した執行が行われていようが、これらを直接的に結び付けることは不可能である。その上、歳出は全体的利益がより重視されがちでもある。経済学者がよく論じるように、税制も一つの経済的事象としてとらえ、全体としての論議を行うとすれば、歳入と歳出は車の両輪としてとらえることもできようが、現実的には、税制はあまりにも個人的影響を直接的に受け過ぎている。よって、歳出はある程度歳入、つまり税制の公平性を補完していると言えようが、個別的問題の積み重ねとして存在している税制度そのものの公平性確立の論議には、歳出を考慮して論じる必要性も、また重要性もないのである。

むしろ、歳出の観点をも含めて税制を論じた場合には、誤った結論を導き出す可能性がある。歳入を論じる際には歳入を、歳出を論じる際には歳出を論じるべきであり、両者を混合して論じた場合には、かなりの危険性を内包することになるだろう。

(6) 直間比率

直間比率は正論とはいかなるものか。

わが国の税収に占める直接税の割合は70%を超えており、直接税に偏り過ぎていると言う。

しかし、その論議においては「なぜ直接税に偏り過ぎては良くないのか。」それでは「理想とされ

る直間比率はどの程度であり、それはどのような理論的根拠に基づくのか。」等、これらが、具体的に、そして理論的に何等説明されていない。それはただ「諸外国においてそうであるから。」等の説明だけであり、説得力のある理論的根拠はなにもないのである。

現実的に、理論的にも、税収の構成は経済の発展に応じて変化する。税収は、農業等の伝統的経済社会においては、土地等に関する直接税が中心であり、その後外国貿易関係に依存した後、内国消費税が増加し、その後は経済の発展と共に、個人や法人の所得を対象とした近代的な直接税が中心となっていくのである。

つまり、直接税の税収割合が高いと言うことはそれだけ経済が発展し、国民が豊かであることの証明なのである。そして、わが国のように、経済が高度に発展した国においては、当然の帰結なのである。もちろん、文化的にも、直接税中心の税体系をわが国の国民は選択して来たのである。

よって、直接税に依存した税体系であることに何等問題はなく、むしろ、直接税の税収割合が高いことを誇りとしてよいのである。

単なる集計値でしかない直間比率などは、税制の論議に付け入るすきはまったくないのである。

(7) おわりに

以上の検討でわかる通り、「公平な税制度の確立を目的とした場合には、直接税中心の税体系となるべきであり、間接税はその補完税として位置付けられる。」との結論になる。以後の詳細な検討は省略したが、それは様々な特例措置や分離課税制度等の内、税理論として必要なものを除き、それ以外は極力廃止し、課税ベースの広い総合累進課税制度とすることが望ましいのである。

そして、いわゆる大型間接税は一律的課税であることから、逆進性の問題を抱えており、それは担税能力に応じた税負担という、わが国の憲法の要請とは相反するものであるため、公平な税制度の確立を目的とした場合には、どのような形のものであっても、理論的に、その導入の根拠が見出せないのである。

税制度のあり方は、これらの理論的整合性の上にたったものでなければ、最終的に、国民の支持は得られないであろう。

全青税の大型間接税反対運動の歴史

第21代会長 新 国 信 (東京)

はじめに

広報部からの依頼で、全青税の大型間接税に対する取り組みについてまとめる機会をいただいた。私が全青税に参画したのは小澤岳彦会長時代からの3年間だけであり、全青税の20余年の永い歴史のほんの一時にすぎないが、事務局に残されている資料を参考に私なりにまとめてみるので、間違った記述や表現についてご指摘いただければ幸いである。

いちおう時期区分として、1. 前史 2. 一般消費税 3. 売上税 4. 消費税にわけてみた。

1. 前 史

全青税の大型間接税反対運動の歴史をふりかえって、この時期の存在は欠かせないばかりか、この時期の調査研究の蓄積がなければその後の運動は語れないといつてよい。

1971(昭和46)年6月、政府税調は「長期税制のあり方についての答申」をまとめ、水田蔵相は2、3年以内に導入を決意したと報道された。

この動きに対して、兵庫の西尾茂巳会員は(1)納税義務者に負担が強られる(2)記帳義務の強化(3)間接税調査の恐怖(4)直・間同時調査のきびしさ(5)巨大会社や高額所得者優遇等不公平の温存、などの問題点をあげ結論として中小企業のためにその創設を許してはならないとしている。

また当時の村田昭会長が北川日税連副会長との対談で「税体系の変更には国民の合意が第一」と述べたのに対し北川氏は「物価に転嫁されるような税の新設は適当でない」と述べて今日の日税連幹部とは異なった対応がみられるのが注目される。全青税では、京都での理事会(同年11月20日)で、付加価値税検討のための理論小委員会の設置を決定した。そして広報12号で「低負担・高福祉こそ付加価値税を考える」との主張を発表し、さまざまな問題点をあげて会員の関心と研究を呼びかけた。このなかで注目されるのは、税理士が計算屋

になりさがること、徴税機構の補助化にされる事などの問題点をあげ、税理士制度の発展にとっても好ましくないことを指摘したことである。

そして1972(昭和47)年6月20日、第15号では、5周年記念シンポジウム報告付加価値税特集号として(1)付加価値税の創設が与える影響について——国民経済および企業を中心として——(名古屋石井義博会員)(2)欧米における付加価値税の実態報告(東京井上隆司会員)(3)付加価値税導入の背景とその影響(大阪合同=近畿小西敏雄会員)(4)付加価値税はすぐれた税金か(東京田中政明会員)など詳細な研究報告がされている。そして同年9月20日第17号では、その立場をより鮮明にし、「主張」で「……付加価値税導入反対の討議をくり広げよう」と全会員によびかけた。また寺沢隼人新会長は、挨拶のなかで「付加価値税は国民生活に重大な影響を与えるものなので国民運動として成り立つもの」とし「法改正運動こそ全青税事業の真髓」と商法改正、税理士法改正とならび会員の奮起を訴えた。さらに同年10月17日には、日税連に対し「付加価値税導入反対決議に関する要望書」を提出し、日税連税制審議会の反対の意見表明をうけて日税連として早急に反対決議をし国民運動の先頭に立つことを要望した。

日税連税制審議会(会長・杉村章三郎氏)は10月11日付加価値税に反対の意見を表明するにあたり、その理由として(1)福祉へ充てられる保証がないこと(2)逆進性と負担の不公平(3)人件費課税は、源泉課税と二重になること(4)執行の複雑さが避けられないこと(5)物価の騰貴(6)中小企業の転嫁の困難さ(7)記帳の負担増(8)税務調査の難点などを取り上げていた。

そして11月27日、日税連は同趣旨で大蔵大臣に建議書を提出した。日税連現執行部となんと異なる対応か。

この間、全青税は付加価値税特別委員会を中心に研究を深め、ヨーロッパの付加価値税への関心が高まり、ついにその実態を確かめるべくここに

第一次欧州税制視察団の派遣をすることとなった。同視察団は、1973（昭和48）年3月16日から同月26日までの旅程で欧州各国の付加価値税の導入の経過、現状、税理士等職業専門家の対応、企業の対応などをキメ細かく調査した。これが後に報告書にまとめられたことはその後派遣された視察団に大きな影響を与えることになった。

この欧州訪問の報告をかねて、同年5月19日全国婦人税理士連盟と共催で「付加価値税シンポジウム」が開かれた。（欧州視察団の派遣は全国婦人税理士連盟との共同事業であった）

またこの時期に、付加価値税のパンフレット「おそいかかる天下の悪税」を、全国婦人税理士連盟と共同で作成し、会員はもちろん、国会議員、中小企業団体、婦人団体、消費者団体等に配布しPRをした。

1975（昭和50）年5月30日第31号では、石亀邦俊会員（東京）が「付加価値税創設を許してはならない」として広範な国民各層に呼びかけて反対運動を強めることを訴えている。

また同氏はこのなかで、3月27日に全青税の国会陳情が日税連に先駆けて行われたことを報告している。

さらに政府税調の1977年付加価値税導入の動きを察知した全青税は、1976（昭和51）年1月22日小倉武一税調会長に「付加価値税に関する要望書」を提出し、直接全青税の考えを訴えた。

2. 一般消費税反対運動

一般消費税の姿が国民の前に明らかにされたのは、1978（昭和53）年9月の政府税調一般消費税特別部会報告であるが、これらの動きは突然のものではなく上記のとおりその動きはこの2、3年前当たりから活発になっていた。

全青税では、1977（昭和52）年9月30日にも小倉政府税調会長に第2回目の要望書を提出して、一般消費税の導入反対を訴えた。そして、全国の各単位会、会員に「一般消費税導入を阻止するためにあらゆる有効な手段をとろう」と呼びかけた。

さらに全青税は1978（昭和53）年8月25日三たび小倉政府税調会長に面談し、要望書を提出。導入反対を訴える。この時のポイントは、

- (1)一般消費税は、不公平税制である
- (2)一般消費税は、中小零細事業者に苛酷な負担を

強いる税制である

(3)一般消費税は、物価上昇をはじめ国民の広範な階層の負担を増大させる

(4)一般消費税は、国民の広範な部分を税務当局の強い監視のもとにおく税制

(5)一般消費税は、財政危機の安易な解決策にほかならない

として、国民の納税における諸権利を擁護する立場から導入に反対を表明した。

こうした動きのなかで同年12月27日には、一般消費税大綱が発表され、運動は一気に国民的運動へと盛り上がっていく。

全青税では、さっそく稲葉法対策部長が、「一般消費税調試案について」を発表し、大型間接税としての一般消費税がもつ問題点が税調試案で解消されたのかどうか詳しく説明し、その結論として若干の緩和はできても問題点の解消はできないことを訴えた。

当時は、税理士法の改正で業界がその対応で来てこまいの時期ではあったが全青税では、税理士法改正と一般消費税導入は一体のものとの認識で一般消費税反対の各集会でも税理士法改正の問題点を訴え、1979（昭和54）年5月9日の「一般消費税反対国会請願行動集会」の場で税理士法改正に反対の決議をしていた。

こうして一般消費税の決着は、10月の総選挙に舞台が移り、結果は自民党の大敗で国民の意思が表明され、その後の国会で一般消費税型の大型間接税は導入しない旨の決議がされる。

なお、全青税はこの反対運動のなかで「一般消費税反対のための中央連絡会」にオブザーバー参加し、専門家として運動の前進に協力した。また選挙直前に日本武道館で開かれた「一般消費税の導入を絶対に許さない国民大会」にも参加した。この時期の広報には、税理士法改正反対運動が大きく取り上げられたためか一般消費税反対運動の記事は多くない。しかし、税理士法改正という大きな業界の課題を追求しながらも上記のような取り組みをしてきたことはおおいに評価されるべきだろう。

3. 売上税反対運動

大平内閣の一般消費税導入のもくろみは、国民の厳しい審判によって粉碎され、国会も前記の決

議を行うなど、政府・大蔵省の大型間接税導入の動きは一時後退し、かわって「増税なき財政再建」をスローガンに第二臨調路線が展開される。

そして1986（昭和61）年7月の同時選挙で「国民や党員の反対するような大型間接税は導入しない」と言って圧勝した中曽根政権は、自らの公約や国会決議にも反して売上税の導入を図り、1987（昭和62）年12月、自民党税制改正大綱としてまとめあげた。

翌年早々、全青税は小沢岳彦会長をはじめ執行部と各単位青税の代表が名古屋に集まり具体的反対運動の会合を開き、パンフ・ポスター・シール・署名などの取り組みを強めることを確認した。そして、多くの会員が草の根反対運動の講師として専門家らしく奮闘し、また多くの単位青税でも創意ある活動で、業界団体や市民団体との連携を深めていった。

また国会活動においても2万余名の署名を提出し（おそらく全青税で扱った署名の中で最多数のものと思われる）、全国的に展開された何千万署名運動の一翼を担えたものと評価できる。

かくして売上税は、公約違反をはじめ自民党内の反乱もあってたくさんあった問題をクリアできず議長斡旋というかたちで廃案になった。

全青税がこの運動を成功裡に展開できたのは、国民世論が圧倒的にわれわれの側にあったことを基本的条件に、普段から大型間接税の持つ問題点を研究してきたという地道な努力があったからである。定期総会の大会宣言では、必ず大型間接税反対の意思を表明・確認し、また各シンポジウムで繰り返し繰り返し取り上げてきた。

また、税理士法の改正も商法の改正も納税環境の整備も直接にまた間接に大型間接税導入と連動していることを警鐘してきた連盟の主張の正しさもこうした運動のなかで論証されたことになろう。

4. 消費税反対運動

中曽根内閣の後を中曽根裁定で受け継いだ竹下内閣は、その継承条件としての大型間接税導入を消費税という名前でまたまた国民の前に提案した。1988（昭和63）年5月28日、新大型間接税導入を盛り込んだ「中間答申」が発表され、ついで6月14日自民党は税制改革大綱をまとめ、ここに新大型間接税は「消費税」という命名されて登場した。

売上税導入の失敗に懲りた政府・自民党は、党内の強力な統制をかけ、また各官庁を使つての業界団体の締め付けをかけ、反対運動の中に楔をうちながら背水の陣で臨んできた。

全青税は、「消費税反対運動本部」を設置し、売上税反対運動の経験を生かし、さまざまな運動に取り組んだ。とりわけ、10月29日東京で開かれた「10・29 消費税導入反対大集会」は、全国から300名を超える税理士が参加し、集会後デモ行進を行った。デモ行進は、天下り税理士問題が生じた時以来、実に10年ぶりのことであった。またこの集会とデモ行進は、テレビや新聞にも取り上げられ、参加した会員だけでなく多くの税理士を励ますことになった。

消費税は12月24日深夜に参議院を通過、国民各層の多くの反対を押し切る形で成立した。衆議院本会議における自民党の強行採決は、公明、民社両党の出席で形のうえでは避けられたが、両党の出席がなければ単独採決は無理であったとの安倍幹事長の言は、公明、民社両党の責任を示しているように。

5. 消費税導入以後

1989（平成元）年4月1日から消費税は施行されたが、その後の選挙は国民がこれを認知していない事を証明した。同年7月に行われた参議院選挙で、自民党は大敗を喫し過半数に転落し、参議院では単独ではいかなる法案も成立させ得ない状況に追い込まれた。これに懲りた自民党は、解散総選挙をたたかうためには、消費税の見直しは避けてとおれないとして税調会長を代えてその作業にとりかかった。海部首相の思い切った見直しという言明にもかかわらず、軽減税率の採用と食品の小売り段階での非課税など小幅な見直しに国民はどう反応するだろうか。消費税の前途は、まだ定かではない。国民世論の廃止論が多いうちに決着にもっていくのが望ましいのだが。

全青税の今後の奮闘を期待して。



消費税見直しに対する批判

大型間接税対策委員長 辻 村 祥 造 (神奈川)

はじめに

昨年12月1日、自民党税制調査会(西岡武夫会長)は党内の混乱の末、「消費税の見直し基本方針」を決定した。

内容については会員諸兄弟にはすでに周知のことと思われる。

海部首相が国民に広言した「抜本的見直し」には程遠い内容のものであるが、税の専門家として今後の消費税の行く末を考えると、多くの重要な問題が、この「基本方針」に含まれていることが解る。

全国青税は従来より一貫して、大型間接税の導入には反対してきた。この姿勢のもとに、今回の自民党税調の「消費税見直し基本方針」に対して批判を加えてゆきたい。

■1.5%は複数税率への踏み台か

「見直し」の最重要項目とされていた食料品に対する課税は、卸売段階を1.5%の特別税率とし、小売段階を非課税とすることが決定した。

この「基本方針」が決定した12月1日の夜、三塚政調会長は某テレビの夜の番組に出演し、今回の見直しによって食料品は非課税となるのだから、消費者には何の負担も無くなる。途中でかかっている1.5%の消費税は小売業者を含む中間業者が負担する旨の発言をしていた。

自民党の政策立案責任者の誤った理解による失言ならば、今回の「見直し」が到底国民に理解されない解りにくいものであることを物語っている。そうではなく、「非課税」という言葉によって、消費者に食料品の価格は3%そっくり下がるとの錯覚を与えようとの魂胆ならば、全く国民を欺くものと言わなければならない。

さて、食料品については今回の見直しのなかで消費税の持つ逆進性を緩和する措置として、特に注目されたものである。全段階取引における非課税化、軽減税率の適用、ゼロ税率の適用など、種々の方途が検討された。

小売段階における非課税化という選挙用のため

の対策は別として、甚だ不完全ではあるが、現在の消費税の枠組みを守り、また帳簿方式という制約のもとでできる最大限の妥協が軽減税率であったといえる。

しかしこの見直しが可能実施されるとすれば、わが国の消費税も、普通自動車に対する6%、一般税率の3%、軽減税率の1.5%と3段階の税率が揃うこととなり、本格的な複数税率化への踏み台となることが予測される。

そしてこの流れはやがて現在の帳簿方式からインボイス(税額票)方式への変更を促進させてゆくことになるだろう。

消費税のもつ逆進性を論じるときに、今後この複数税率制度の問題に触れなければならない場面が多くなると予想される。消費税(イコール大型間接税)自体のもつ強い逆進性、そしてわずかな税率で莫大な税収をあげることのできる大衆課税といったこの税の本質を忘れた論議は、逆進性緩和→複数税率化→インボイス方式といった図式に陥りかねないことを充分に警戒する必要があるだろう。

■みなし仕入率は政令委任事項に

「消費税の見直し基本方針」では、消費者から批判の強い免税点制度、簡易課税制度について、申告・納付が一巡する平成2年5月まで実態把握を十分行ったうえで、検討のうえ提示するとしている。

これらの制度は、消費税の導入をどうしてもやりたかった政府・自民党が考え出した事業者むけの対策であった。

それでも中小事業者は多くの納税事務の負担に耐えてきたのであるが、消費者からの強い不信をかっている制度である以上、このまま存続することは到底考えられない。

そこで「見直し」のなかで注意すべきことは、簡易課税制度のみなし仕入率が、法律事項から政令に移されたことである。問題点としては2点ある。

まず第一に、従来法律に規定されていたものが、政令に移されることによって、全く白紙委任の状態となることである。本来課税要件は租税法律主義によって明確にされなければならないが、この原則を大きく逸脱することにはならないか。

第二に、政令委任事項となることによって、このみなし仕入率は、政府の意向だけで、早晚引き下げられるであろう。

そして簡易課税制度自体は残ったとしても、中小事業者にとっては、本則課税と比較して何ら救済的意味の無いものとなることが予想される。

我々はこのような今後の推移を十分予測したうえで、中小企業者向けの消費税廃止運動を説得力あるものとしてゆかなければならないと考える。

■総額表示方式は過渡的な方式である

消費者の利便等に資する措置の実施として、消費税の表示方式を、事業者間においては外税方式、そして消費者との取引においては、事業者に対し各商品の最終的な支払額を何らかの形で明示(総額表示)するよう指導するものとしている。

「消費者の利便に資する」とは余りにも我田引水の表現であるが、今回の「見直し」によって消費者に対する「消費税隠し」は着々と進むことが予想される。

まず食料品の小売段階での非課税措置によって、製造、流通の各段階でかかった消費税はすべて、消費者が買う食料品の本体価格に折り込まれることとなる。この結果、或る消費者はレジで消費税が加算されないことから、食料品には消費税が全くかかっていないように錯覚するかも知れない。

また新聞報道にあるように、レジでの商品区分わけが手間どりトラブルが起ることから、全課税商品の内税化が進むことも考えられる。

衣料品、洗剤、トイレトペーパーなど、バーゲンセールの商品は、他店の値決めを探知してから自店の価格を決定するほどに、その競争は厳しい。このような小売業の世界において、総額表示方式とはどのような意味をもつのか。

むしろ消費税は内税化し、「この商品には消費税が含まれています。」との店頭表示のみになってゆくのではないか。

総額表示方式とは、消費税が内税化するまでの単なる、過渡的形態にすぎないとの認識を持つ必

要がある。

■高齢化社会の見方

消費税と福祉財源との関係について「見直し」は、消費税収(国分)を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨規定を定めるとしている。

これは特別会計を設置する訳でもないから、単なる精神訓話の類と似たものである。

しかし高齢化社会の見方については、一般国民の間に未だ正しい視点が定着してはいないので、今後とも広報活動の重点としてゆくことが必要だと考える。

「国民サイドからの財源試算」(不公平な税制をただす会編)によると、政府が昭和95年には2.3人の働き手で1人の老人を扶養しなければならないと宣伝することは、誤った世論誘導であるとしている。

その理由として第一になぜ分子を65歳以上の老人のみとして、ともに非生産人口である子供を加えないのか。第二になぜ分母を20歳から64歳までに限定しているのか。第三に正確に表現すれば総人口÷就業人口で計算しなければならず、この数値は現在2.08倍であり、西暦2010年までほぼ変化しないことを掲げている。

このような誤った世論誘導に対して、解り易い形で十分な反論をしてゆくことが必要である。

■政府税調中間報告について

最後に政府税制調査会の中間報告についても、少しふれたい。

政府税調は今回の消費税導入にあたり、帳簿方式、簡易課税制度、免税点などをあげ、「墮落型税制」と酷評したはずである。

それが昨年11月24日に公表された中間報告においては、消費税はすでに定着したとする一方、物価への影響、価格転嫁など懸念される問題もほぼ解消されたとしている。また帳簿方式、簡易課税制度、免税点についても再度検討すべきとして、結論を先送りしている。

余りにも政権におもねる姿勢が露骨であり、消費者を無視した報告であると思う。

「墮落型税制」と批判した以上は、今回の消費税見直しについても、その問題点を明確に国民に提示することが同会の責務ではないだろうか。

■ 秋季シンポジウム報告 ■

納税者の権利救済のための理論武装

(西ドイツにおける税制改正・納税者運動の報告を含む)

静岡大学助教授 三木 義一先生

報告：福 島 秀 一 (東京)



全青税秋季シンポジウムは11月3日新大阪のチサンホテルにて行われました。当日は三連休の初日ということもあって東京駅発のひかりは超満員で名古屋を過ぎるあたりまでは通路を移動することも出来ない程でした。シンポジウムは午後1時より開始し、第1部は三木先生の講演で、第2部は4つの分科会が開催されました。私の分担は第1部ということで三木先生の講演の報告を致します。三木先生の講演をお聞きするのはこれで3度目ですが毎回手続法の関係をわかりやすく解説して下さるので今回も楽しみにしておりました。

また、先ごろ先生の近著である「納税者の権利救済のための手続法活用事典」が日税連の賞を受けられたので合わせてご報告しておきます。さて講演の内容ですが、最初に西独と日本の税務行政手続の比較について述べられました。(申し遅れましたが先生は1年あまり西独に留学されて先ごろ帰国されたばかりです。)その内容を要約しますと次の2つの項目になります。まず第1に西独では日本の訴訟制度とは異なり、財制裁判制度という制度があり、これは通常の裁判は行われず税務関係の訴訟のみが行われ、税理士にも代理権が与えられているそうです。そして更に裁判官の一部には市民の参加が義務づけられており、いわゆる陪審員制度がとられているそうです。これによって専門家であるプロの裁判官の意見が食い違った

場合(裁判官の構成は職業裁判官3名に市民2名)には市民の常識が最終の判断を下すことになり行政の都合のみを考えた片寄った判決は出にくくなるそうです。第2には西独の納税者同盟の活動を紹介されました。納税者同盟というのは、税金の使い道を監視する市民団体で構成員が30万人にも のぼる巨大なものです。この団体の特徴としては、政党に対しては中立で、原則として個人会員の会費で成り立っており、法人から会費を多額に収授する場合は会員の審査を受ける必要があるそうです。(ということで特定の利害関係者の意見のみが取り上げられるということがない)また各分野ごとの専門の研究者がいて研究活動を常時行っており、研究発表も随時行い非常に社会的な評価が高いそうです。このように西独では市民による税金の使途の監視がいきとどいているせいか、安価な公共住宅の供給なども十分に行われており、日本が国際的には豊かになったと常々言われても我々が実感できないのとは違い、十分にゆとりのある生活が営めるそうです。西独でも利子所得の改正など税制改革が行われていますが、日本では消費者、中小企業者の視点での改革はなされていないとの事でした。

次に権利救済の各論に入っていきますが字数の制限から全部をあげるのは困難な為、主なものの項目をあげると次のようになります。(1)税務調査と税理士の役割…事前通知と税理士法34条の理解～領置の限界(帳簿書類の持ち帰り)の問題～違法な調査と国家賠償 (2)申告・修正申告・更正の請求をめぐる判例の動向と税理士の対応…最近の具体例を8例～「勸奨による修正申告」をどのように理解し、救済するか? (3)加算税の強化と税理士の対応…具体例を7例(以上(1)～(3)の詳しい内容については全青の秋季シンポジウムのレジメ及

び租税手続法活用事典を参照して下さい)。

最後の質疑応答の時間がもたれ、居住用財産の特別控除をめぐる問題、相続税の評価の問題、買換資産に付すべき取得価額の問題等レベルの高い質疑が取り交わされ講座は終了致しました。

先生の講演は具体例を基に判例、実務の取り扱い等をからませて説明なされるので非常にわかり易く、かつ実務の役に立つので機会がありましたら是非一度は講演を、また租税手続法活用事典の一読をお勧めします。

第一分科会

納税者番号制を検証する

担当：東京青年税理士連盟・神奈川青年税理士クラブ

報告：石澤一英(神奈川)

本年の全国青税シンポジウムは、第一分科会において昨年の岐阜大会に引き続き納税者番号制をとりあげた。以下、第一分科会報告として本広報誌の紙面をお借りすることにする。

【I】納税者番号制の概要

最近の各マスコミ等における納税者番号制導入論議は、主権者たる国民の現行税制の不公平感をその土壌としている。そのため、政府は国民の税に対する不公平感の解消の一方策として、納税者番号制の導入を課税の公平を図るための環境整備の一環として論じ始めた。

さて、納税者番号制とは次の様な制度をいう。

それは、各納税者に生涯不変の固有の番号を付与し、その番号により各納税者の課税資料をコンピュータ等のオンライン化により集中的に管理・整理し、その所得を正確に把握しようとする制度をいう。(1988年12月13日 政府税制調査会納税者番号等検討小委員会報告、以下小委員会報告という)。

また、その番号により収集の対象となる取引は納税者が市場で行う経済取引の殆どであり、更に将来的には各納税者固有の個人的情報も、その対象となると予想される。

しかし小委員会報告では、国民感情から、とりあえずは、金融資産取引を中心とした現行の法定資料の対象となっている取引を予定していると考えられる。

【II】諸外国における納税者番号制

納税者番号制が導入されている諸外国のうち、紙面の都合上アメリカの場合について報告することにする。

アメリカではケネディ政権下においてこの制度が導入された。番号付与方式としては、個人については社会保障番号、企業については雇用者番号

が採用されており、特に個人の場合には、社会保障制度との関係上、国民が受益を伴う行政分野で利用されている番号を税務にも利用している。

また、アメリカではプライバシー保護に関する法律が次から次へと制度化され今日のようなしっかりとしたセーフガードが設けられている。

【III】納税者番号制と総合課税制度

公平な税制の実現には、真の意味での総合課税制度の実現が不可欠であり、納税者番号制は真の意味での総合課税の実現に直接的に必要なでない。

納税者番号制が導入されたとしても課税庁が収集できる納税者情報は現在のものとそれ程の差はなく、現在の制度では収集できないものは納税者番号制が導入されたとしても、課税庁はその制度により納税者情報を「直接」把握することはできないであろう。

真の意味での総合課税の実現は、課税庁側の罰則を担保とした納税者番号制による牽制効果に期待するものではなく、それは国民の納税意識の高揚によるべきであり、現在の行政府はそのための努力が不足している。

また、小委員会報告は「この制度は、その効果に一定の限度はあるものの公平な課税を実現するためには有効な制度である。」と述べているが、現状では「公平な課税には有効な制度」と言うよりも「課税庁にとり徴税のためには有効な制度」と言わざるを得ない。

【IV】納税者番号制とプライバシー権

現代ではプライバシー権を次の様に定義している。

プライバシー権とは「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」とし、個人のプライバシーは政府の財産ではなく、まぎれもない国民の財産である。行政府は収集した情報の単な

る管理者でしかない。

納税者番号制は、言うまでもなく納税者情報の収集から始まり、自己に関する情報は、誰が、どのように保有しているのかを、また誰が、いつ、どのように利用したのかを自分自身で管理できる制度が不可欠である。

納税者番号制を語る時、必ずプライバシー保護の問題について考えねばならないはずであるが、この最も重要な問題は納税者番号制の論議において軽視されているのは残念なことである。

【V】おわりに

納税者番号制導入論議の原点は、冒頭にも述べたとおり「課税の公平を図るための環境整備の一環である。」と小委員会は言う。

果たして納税者番号制を導入したからといって課税の不公平を解消できるのであろうか？いや小委員会報告の結論としてのような制度では、それ

が中途半端な故、むしろ不公平が拡大することにもなりかねない。

本来、公平・公正な公平は納税者番号制のような税務行政における徴税という技術的な側面から検討するのではなく、租税体系制度から歳出を含めた広い観点にたって検討すべきものである。

またプライバシーの侵害については、完全な「情報保護法」及び「情報公開法」がその前提であることはいうまでもない。

我が国においては、適正手続きが制度として確立されておらず、そのような状況下での納税者番号制は、納税者の権利や人権が侵害される可能性が極めて高い。

公平・公正な課税は、納税意識の高揚から導きだされるもので、その意味から我々税理士及び税理士会の責任は、極めて重い。

消費税の実務と手続上の諸問題

第二分科会

担当：名古屋青年税理士連盟

報告：丹羽俊文（名古屋）

はじめに

日本列島を大騒動に巻き込んだ消費税が問題山積みのままスタートして、案の上早くも「見直し」「廃止」の声が大勢を占め、制度として定着できるかどうかさえ怪しくなっています。

我々、名青税研究部では部会の度の実務上発生する問題点を検討し合い、勉強して来ました。

全青の秋季シンポジウムで、こうした問題点と我々の検討した結果の一部を発表し、全国の会員の皆様の意見を伺うことにしました。

第1章 日本型消費税についての若干の考察

第1章では日本の消費税を諸外国の間接税と比較しながら、その特徴や問題点について考察しました。

第2章 消費税申告の為の業務改善資料

今回の我々の発表の中でも目玉となるのがこの業務改善シートであります。

御存知の様に消費税の申告書は申告書一枚きりで付表や別表の類いは用意されておりません。

それではどの様な計算処理、手続きを行えば適法かつ適正な申告書の作成が可能なのか、こうした疑問に答えるべく考案されたのが業務改善シ-

ト「付表1～6」です。

我々は現在、この付表を利用して申告書を作成し、関与先へ提出する申告書控えに添付する等活用しております。

会員の皆様方に利用して頂き、改善点等を指摘して頂くことにより、更に使い易い「付表」が完成するものと期待しております。

次の区分判定マニュアルは既に様々なものが回っておりますが、今回作成したマニュアルは通達番号を付して使い易くしたものです。

第3章 実務上の個別問題

この章では消費税の導入により実際に会員が直面した実務上の問題点を紹介し、検討を加えています。

例えば、テレホンカードの取り扱いについては誌上で紹介した様に様々な会計処理が理論上考えられ、各々の処理毎に納付税額にも差異が生じる結果となります。

発表時点ではこうした問題提起に税務当局の明確な解答を得られてはいません。

したがって、発表した会員（当事者）にとっては、まさに実務上の大問題であったわけです。

次に不動産取引に係る消費税の取り扱いについては、問題となる点が多すぎる為に、対象を個人事業者に限定して述べてあります。

不動産取引に係る消費税の額は個人事業者にあって、収受する消費税額全体の内のかなり大きな割合を占めることとなります。

したがって、免税業者の判定、簡易課税の選択、課税売上割合の変動といった問題点が生じてくる

ことが予想され、我々税理士はこうした点を正確に認識し、関与先との事前の打ち合わせ等を通じて最適の税務指導を行う必要があると思います。

以上、何といっても消費税という初体験についての報告ですので、十分準備する余裕も無く、行きあたりばったりの発表となってしまいました事を深くおわび致します。

御意見等を寄せて頂ければ幸いです。

第三分科会

税務行政における適正手続の研究

担当：近畿青年税理士連盟

報告：中 野 修 (近畿)

昭和62年9月近畿税理士会制度部(昭和60年6月～昭和62年6月任期)のメンバーにより「税務行政における適正手続」という冊子が自費出版という形で出版されました。

我々は、今回のシンポジウムにおいてこの冊子を紹介し“税務行政における適正手続”の問題点を明らかにしたいと考えました。

1. この冊子の内容

- 第一編 憲法と税務行政手続
 - 第二編 行政法との関連について
 - 第三編 欧米における行政上(主として税務に関して)の適正手続について
 - 第四編 税務調査(一般の質問検査権の行使)に関する手続規定の整備について
 - 第五編 税務救済制度の問題点について
 - 第六編 税務行政手続と税理士のかかわりについて
 - 第七編 税務行政における適正手続の提言
- 以下に私の担当しました“第六編税務行政手続と税理士のかかわりについて”その一部を紹介します。

2. 第六編の内容

第1章 申告納税制度における税理士の役割

第1節 国民主権としての申告納税制度

●主権者たる納税者が、まず自らの税額を計算し、申告することによって確定するところが国民主権を宣言した憲法の理念と合致する。

●憲法30条の「納税の義務」の規定を、国民主権からの位置付けであるとし、それが申告納税制度として具体化されたことを明らかにしている。

第2節 シャアップ勧告における税理士への期待

●シャアップ勧告は、納税者の代理をする専門家について、まずその水準を相当向上させ、そして申告納税制度の下に納税者が計算し申告する行為を代理人として援助し調査等における税務行政上の誤謬にも、納税者に必要な保護を与えるものとし、また、一方その見識ある見地から税務行政に対して批判を加えることによって、税務行政の向上にも役立つとして、幅広い活躍を期待した。

第3節 納税者の代理人としての税理士の役割

昭和26年の国会審議における「税理士各位が実力を養い、税務官署に対してむしろ堂々たる態度で正しい納税者の利益・権利を擁護する意味において大いに活躍を願う」等から明らかなごとく申告納税制度における納税者の正当な権利と利益を擁護する代理人としての税理士の役割が確認されてきた。

第4節 申告行為における税理士の役割

●税理士は、納税者に代わって税務上の代理をすることになるが、当然に正当な納税者の利益を考慮した申告行為の代理をする役割があらう。

●税理士は、納税者の代理人としての役割を担うのであるが、その代理人の地位が甚だ軟弱と言える。

●税理士の代理権が尊重されることによって、一層納税者の信頼を得ることができ、その役割を果せると言えよう。

第二章以下は省略します。そして最後の第五章で次のような提言がなされています。

第5章 まとめ

① 事前通知をはじめとする各種の通知が、代理人たる税理士に対して行われること。

- ② 納税者の「税理士の立会をうける権利」を保障すること。
- ③ 代理人たる税理士に対し、調査の結果に基づく更正・決定の案を開示し、併せてその根拠となった資料の閲覧・謄写を可能とすること。
- ④ 更正・決定処分の前に、代理人たる税理士の意見を聴取すること。
- ⑤ 税理士が代理人となって更正の請求を行う場合、税理士に対し意見を述べる機会を与えること。

- ⑥ 異議申立や審査請求の段階においても、各種の通知が代理人たる税理士に対して行われること。
- ⑦ 異議申立や審査請求の段階においても、代理人たる税理士は、処分の根拠となった資料の閲覧・謄写ができること。
- ⑧ 税務訴訟に関しては、税理士が訴訟代理を行える途をひらくこと。
少なくとも補佐人として出廷する権限を与えること。

第四分科会

税務行政における守秘義務の諸問題

担当：青年法律家協会

報告：浅野隆士（岐阜）

I. 守秘義務とは

- (1) 国家公務員法上の守秘義務は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。
- (2) 税法上の守秘義務は、調査に関する事務に従事している者又は従事した者が、調査で知りえた納税者の個人的秘密を漏らし又は盗用したときは、2年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

II. 守秘義務の規定をなぜ問題にするのか

- (1) 税務調査は納税者の個人的秘密に接し、納税申告の内容は、納税者の個人的秘密、社会的信用などに深い関連がある。
- (2) 税務当局は、税務調査で収集した情報をどの

ように集積し、整理使用しているのか。調査だけでなく納税相談などの行政サービスで知り得た情報はどう使われているのか。

(3) 推計課税処分において、税務当局はその推計額の算出根拠等について守秘義務を理由に明らかにしない。行政処分の根拠、理由を開示したとしても、守秘義務違反とならないのではないか。

III. 本分科会において、「守秘義務」の問題を中心に推計課税処分の裁判と豊田商事国家賠償事件を題材にして、税務職員を規律している「守秘義務」が自分の都合のよいように理解し乱用してないかをどのようにチェックするかを考察した。

編 集 後 記

■ 新年あけましておめでとうございます。

1990年代に突入し、20世紀もあと10年で終わろうとしています。

21世紀という未知の世界に踏み出すため、この10年はじっくりと足固めの期間にしないでと考えています。

■ 去る11月3日、大阪にて秋季シンポジウムが開催されました。

遠方の会員の中には、参加したくても出来なかった方も少なくないのではないのでしょうか。

シンポジウムの熱気が少しでも伝わればと今号は後半はシンポジウム報告特集としてみました。

■ 次号より「会員のひろば」等のページも企画して、1人でも多くの会員の声を載せていきたいと考えています。原稿依頼の際には、よろしくお願いいたします。

■ 体に気を付けて、これからの繁忙期を乗り切ってください。

(広報部)